

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和7年9月8日(月曜日)		
開会	午前9時59分	閉会	午後12時25分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮑二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未 議事係主任 福田 佳菜		
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聰 <small>長寿社会課鳥取市中央包括支援センター長</small> 藤木 尚子 障がい福祉課長 枝谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大 【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 径 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悅子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平		
	【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時59分 開会

【市立病院】

◆**勝田鮮二委員長** それでは、時間少し早いですけども、皆さんおそろいですので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院の議案説明の後、福祉部、健康こども部の順に進めてまいります。それでは議案説明に入ります前に、平野病院事業管理者より挨拶をいただきたいと思います。平野病院管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** 皆さん、おはようございます。市立病院のほうから9月定例会に議案として105号鳥取市病院事業会計補正予算、それから議案第120号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正ということで2件、議案として上げさせていただいております。1件目の105号についてですが、これは債務負担行為の期間延長に伴うものが2点、それから、電子カルテということで、更新ということで債務負担行為を本年度から設定したいとするものです。それからもう1点、議案120号につきましては、人間ドックの料金を一部改正するための議案でございます。説明、詳細につきましては、各担当のほうからさせていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんには、発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いいたします。

議案第105号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案の説明に入ります。議案第105号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算の説明をお願いします。波多野室長。

○**波多野哲事務局総務課業務管理室長** 業務管理室の波多野です。まず、お手元の資料の令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算書の3ページ目の補正予算についての説明になります。説明のほうはお手元の資料にあります、右肩に福祉保健委員会資料令和7年9月8日月曜日、鳥取市立病院と書いてある令和7年9月定例会の資料になります。1ページをめくっていただきまして、説明のほうをさせていただきます。

まず、この補正予算は、先ほど病院事業管理者のほうからありました業務委託の2件と、あとは、病院情報カルテシステム構築事業の案件になります。私のほうからは、業務委託2件について説明させていただきます。中ほどの表の医薬品・診療材料一括購入及び管理業務と滅菌消毒業務について説明いたします。この2つについて債務負担行為を3年から5年に延長するものでございます。これは、現在の物価高騰や人件費の上昇によって、新規事業者が参入しにくいことから延長をするものでございます。この両業務とも、表の変更前期間というところについて、すみません。訂正があります。当初予算では令和8年～令和11年度という期間で計上しておりましたが、正しくは令和8年～10年のことになります。訂正させていただきます。限

度額のほうについては、これは3年の金額を計上しておりますので変更はございません。医薬品と診療材料一括購入及び管理業務ということで、この業務につきましては、院内で使用する医薬品とか診療材料の一括で調達するというものになります。併せて業務的には、派出しから請求業務、それから在庫管理、あとは物品の搬送、それから使用期限の確認などの業務になります。この業務について、先ほど説明させていただきましたけども、令和8年～10年度の3年の契約、限度額は73億2,500万に対して、今回、令和8年～12年度の5年の限度額122億8,800万という限度額に変更するものでございます。

続きまして滅菌消毒業務になります。この業務は、滅菌消毒業務について、手術室や診療現場、あと、内視鏡室で使います鋼製小物だとか、あとはビデオスコープですね、これを洗浄・滅菌するものでございます。これに対しても、先ほどありましたように、令和8年～11年の期間で、限度額が9,523万8,000円に対して、令和8年～12年度の5年の限度額1億6,000万に変更するものでございます。

この2つの業務の負担行為を5年にして、この物価高騰、あとは人件費の上昇、あとは、中で少しでも経費を抑制するために延長していくものになります。また、延長することによって、新規業者がある程度参入しやすくなるということ、あとは、また新たな提案が望めるということで、今回、補正予算に計上させていただきました。説明は以上になります。

◆**勝田鮮二委員長** 山根室長。

○**山根寿彦事務局医事課デジタル推進室長** 医事課デジタル推進室の山根です。私のほうからは、病院情報システム構築事業につきまして御説明のほうさせていただきたいと思います。説明は資料4ページからの資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思います。まず、この病院情報システム構築事業でけれども、まず、背景といたしまして、現行の病院情報システムは、令和元年3月に更新後、7年間利用させていただいております。これまでシステムの長寿命化を図りまして長く使うようにやってまいりましたが、ハードウェアの故障率の増加と部品供給の停止といったことが危惧されております。

また、ソフトウェアの保守期間の満了に伴いまして、令和10年6月の診療報酬改定に未対応になってくるというようなこともあります。このたび、令和9年4月の更新を目指すものでございます。具体的な事業内容といたしましては資料にございますが、基幹システム更新、これは電子カルテや看護業務に伴うもの、それと、あと部門システム更新、これは各診療部門ございますけども、そちらのほうにあります専門システムのほうを10部門14システムの更新を行っていこうとするものでございます。さらには、院内ネットワークのほうもかなり老朽化しておりますので、こちらのほうもネットワークの再構築というものをやってまいりまして、総額13億6,730万円の予算を計上させていただくものでございます。

こちらの経費、当初、計画しておりましたところから物価高騰などによりまして、今、1.5倍ぐらいの事業費となっておりますけれども、こちらにつきましては、可能な限り競争原理などを働かせまして、コスト抑制のほう図っていきたいというふうに考えております。構築期間ですが、こちらにつきましては、令和7年12月ぐらいから調達を行いまして、令和9年3月までの事業期間でこのたび債務負担行為を計上させていただくものでございます。補正理由とい

たしましては、構築期間が当初予定より要する。これは、実は先ほど競争原理と申し上げましたけれども、他社リプレイスといったものも含めまして、スケジュールを検討させていただきましたところ、前倒しをさせていただく必要が出てきたということで、このたび、補正をさせていただくものでございます。

続きまして資料5ページですけども、こちらは更新に向けた病院としての方針ですけれども、このたび、大幅なシステムの改修をするということで、これらを好機と捉えまして、これらのツールを使いました現行業務の見直しといったことも含めて行いまして、最大限、効果が図れるような形で考えていきたいと思っております。具体的なコンセプトにつきましては、資料に書かせていただいているとおりですので、後でお読み取りいただけたらと思います。

資料6ページにお進みください。こちらのほう、構築スケジュールと発注形態になっております。まず、ちょっと下のほうの発注形態のところを御覧いただけたらと思いますが、こちらに書かせていただいているとおり、調達コストの削減に向けて、今、考えておりますのは、競争原理、これ、具体的にはプロポーザルを行いまして、価格低減を図っていくということ。さらには、部門システムですね、部門システムと基幹システムを分離発注という形をとらせていただきまして、システム調達の中間コストの削減など、そういうものを図っていきたいと考えております。

具体的なスケジュールといたしましては、電子カルテをはじめとする基幹システムにつきましては、本年12月にプレゼンというか、プロポーザルのほう行いまして、調達のほう、していきたいというふうに考えております。そこで、業者が決まり次第、部門システムのほうの調達も並行で行いまして、構築のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** すみません。カタカナがいっぱいあって。この資料、病院情報システム構築事業の4ページの説明をされたときに、他社リプレイス、ちょっと聞き取りにくかったのと、意味も聞いてもいいですかね、その意味と教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 山根室長。

○**山根寿彦事務局医事課デジタル推進室長** デジタル推進室の山根です。委員さんのほうから御質問ありました他社リプレイスというところですけど、すみません。このリプレイスというの、他社の、今現在使っているカルテシステムがあるんですけども、これを全然違う社のものに置き換えるという意味でございます。したがいまして、その辺で他社に移った場合には、ちょっと不測の事態とかありますので、そういうことで期間を要するかもしれないというふうな読みでございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** よろしいですか。はい、そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** はい。それではなしということで。

議案第120号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について(説明)

◆**勝田鮮二委員長** 引き続きまして、議案第120号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について説明をお願いします。松田次長。

○**松田真治事務局次長兼総務課長** 事務局次長の松田でございます。お手元の資料の続きの7ページを御覧いただきたいと思います。附議案は27ページになります。鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正ということで、改正の目的でございますが、御承知のように人件費、それから物価高騰による材料費の高騰ということがありまして、御承知かと思いますが、一般診療と違いまして、人間ドックは自由診療といいますか、料金設定を病院ができるというものでございまして、そういう価格等を反映させていただいて、人間ドックに係る使用料を改訂させていただきたいというものでございます。

改正の内容といたしましては、現在の使用料の額4万4,000円から4万6,200円に改めるというものでございます。当院は長年、4万円かける消費税という形で、ずっと据え置きで料金の設定をしてまいりまして、今現在10%の消費税を加えて4万4,000円でいたしておりますが、4万2,000円かける消費税という形で実質的には2,000円の料金を設定したいというものでございます。施行期日としましては、令和8年の4月1日から施行したいと考えております。

実際の当院の料金は診療報酬を参考に算定しておるんですが、実際、当院の検査項目を積み上げますと、大体料金的には4万7,601円、これがいただける料金といいますか、診療報酬に置き換えた料金ということになりますので、そこまで上げることも可能かとは思いますけども、6番に書いておりますように、市内その他の3病院の料金を比較しますと、県立中央病院、鳥取赤十字病院さんが今年から2,000円アップされておりまして、それまでは同一料金でしたけども、料金がそこまで上がっており、当院としましてもそのラインまでは上げたいということで、設定しております。

戻りまして4番ですけども、改正に伴う影響としましては、国保の被保険者はこの料金の対象外になっておりますので、その国保の方を除いて約3,000人、収入額にしましたら660万円の増収見込みということで考えております。今回、9月議会ということで上げさせていただいているのも、来年度に向かまして、各企業さんに御案内したり、料金が変わりますよということをお知らせして、当院と契約していただく必要がありますので、議決をいただきましたら、現在の契約の企業さんとか、保険者の方に御案内をさせていただいて、あらかじめ周知をさせていただきたいということで、この9月定例会に上程させていただいているものでございます。説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで。以上でよろしいでしょうか。そのほか、何かありますか。では、これで市立病院を終了します。市立病院の皆様は退席ください。

【福祉部】

◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続き福祉部に入ります。まず、藏増福祉部長より挨拶をいただきたいと思います。藏増福祉部長。

○**藏増祐子福祉部長** おはようございます。福祉部長の藏増でございます。本日はよろしくお願ひいたします。今定例会に提出させていただいております福祉部に係ります案件は、議案が4件、報告が1件でございます。初めに議案第100号は令和7年度鳥取市一般会計補正予算で、このうち、福祉部の所管する主な内容といたしましては、介護関連施設の整備等の経費4,245万円、障害福祉センターのプール水中自動掃除機購入に伴う経費といたしまして51万7,000円などを計上をさせていただいております。議案第102号国民健康保険費特別会計補正予算は、子ども・子育て支援金の制度創設に伴います住民情報系システムの改修経費といたしまして2,053万円を計上させていただいております。議案第103号介護保険費特別会計補正予算は、令和6年度の介護保険給付費の事業費確定に伴います基金積立てでありますとか、国県支出金の返還などの経費といたしまして7億7,736万4,000円を計上させていただいております。議案第104号後期高齢者医療費特別会計補正予算は、議案第102号と同様に、子ども・子育て支援金制度創設に伴います住民情報系システムの改修経費といたしまして500万1,000円を計上させていただいております。

次に、報告事項といたしまして、報告第20号鳥取市特別医療費助成条例の一部改正につきまして8月4日に専決処分をいたしましたので御報告を申し上げます。以上、今回提案いたしました議案等につきましてその概要を説明申し上げました。詳細につきましては、担当課より詳しく説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんには発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)のうち所管に属する部分(説明)

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内です。そういたしますと議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算の所管に属する部分ということで、まず、地域福祉課のほうから御説明をさせていただきます。説明に用います資料としては事業別概要書、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。18ページ上段になります。よろしいでしょうか。これは地域の話し愛・支え愛推進事業費ということで、補正の要求額としては1,000円となっております。この事業の概要の一番下、事業の内容・実績のところを御覧いただきたいと思います。この事業は重層的支援体制整備事業の交付金というものを活用して行っておりますが、令和6年度の事業実績に伴いますこの交付金の確定ということで、対象経費が約2,000円ほど当初見込みよりも少し下回ったということで補助金の額としては1,000円の返還が生じたということでございま

す。私のほうからは以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。続きまして、同じく事業別概要の18ページの下段を御覧ください。地域介護・福祉空間整備等補助金についてです。補正額は4,245万円となります。この事業につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用して、市内の介護施設が防災・減災対策を進めるために補助をするものでございます。財源となるのが国の交付金となりますので、国の令和7年度の予算の成立に併せて行っております。手続としましては、4月に介護事業者に整備の意向について確認をして、2つの事業者、2事業者の認知症グループホームなどで合計5か所の施設整備計画が提出されました。これを受けまして国と協議を進めておりましたが、7月に必要な交付金額の内示がありましたので、このたび補正の予算を計上するものでございます。

具体的な事業内容としましては、1つ目が新しいなば幸朋苑とデイライフほのぼのの2施設につきまして、老朽化した空調設備を更新する大規模修繕に要する補助金として2,145万円、2つ目の事業所が、けあビジョンホーム鳥取、鳥取賀露、鳥取福部の3施設につきまして、非常用自家発電設備の確保に要する経費としまして、補助金として2,100万円でございます。これらの補助金額を合わせた予算額を補正で計上しております。

続きまして19ページ上段を御覧ください。軽費老人ホーム運営補助金です。補助額は124万2,000円です。軽費老人ホームにつきましては、当初予算において軽費老人ホームの職員の処遇改善を図るための運営補助金を1億6,765万円計上しているところですが、このたびの補正予算で計上しています補助金は、新たな補助制度としまして、軽費老人ホームの職員の処遇を改善し、離職防止、職場定着を目的とする補助金となります。補助金の内容につきましては、国からの通知に示された考え方ですか、県との協議を踏まえております。

補助内容につきましては、令和6年度に国が補正予算で取り組まれました事業者向けの介護人材確保・職場環境改善等事業によります処遇改善を図るための補助制度の内容を踏まえたものとしております。補助額、職員1人当たり年額で5万4,000円です。対象となる職員ですが、国からの通知では介護職員とされておりましたが、県内施設からの要望を受けまして県と協議をして、生活相談員も対象とした補助金としております。対象となる施設は5施設で、対象職員は介護職員が18名、生活相談員が5名、合わせて23名分となっております。

続きまして、同じページの下段、過年度分国庫支出金等返還金です。補助額が207万4,000円です。これは、国県からの令和6年度重層的支援体制整備事業交付金につきまして、事業費の確定に伴い生じた返還金となります。内訳としまして、国への返還金が138万1,000円、県への返還金が69万3,000円となっております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 枝谷課長。

○**枝谷承文障がい福祉課長** 障がい福祉課枝谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る9月補正予算案について御説明をいたします。同じく事業別概要によりまして説明をさせていただきます。事業別概要20ページをお開きください。障害者福祉センター管理運営費となります。この障害者福祉センター、通称さわやか会館と呼んでおりますが、本市の障がい福祉の拠点施設

として平成13年5月に整備をしたもので、18年度からは鳥取市社会福祉協議会が指定管理者となり、管理運営を行っているところでございます。このさわやか会館には、障がいのある方や高齢者のためのリハビリテーション用プールというものが設置しておりますが、このたび、このプールの清掃を行います水中自動掃除機が故障いたしまして、自動での清掃が困難となりました。故障した機械につきましては機種も古くなってしまっておりまして、交換部品も製造を終了し、修理が難しいということになりましたので、新たな機器への更新を行うために、このたび51万7,000円の補正予算をお願いするものになります。

続きまして、財源更正の予算案について御説明をさせていただきます。今度は横長の資料、福祉保健委員会補正予算説明資料というものをお開きいただけますでしょうか。横長になります。4ページです。左のほうの款項目節ですが、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の78番低所得者等への光熱費助成事業費でございます。こちらは物価高騰などの影響を緩和するために、低所得世帯に対しまして光熱費等の一部を支援するもので、今年度6月補正で予算をお認めいただきまして、生活保護世帯、また、特別障害者手当などの受給世帯で、住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり1万5,000円の助成を行ったものになります。

6月補正予算の提案時には、助成額の2分の1につきましては鳥取県の補助金を活用し、残りを一般財源で賄うこととしておりましたけれども、国のほうから重点支援地方交付金の追加の通知がございましたので、こちらでは物価高騰に対する支援事業も対象になるということでしたので、このたび一般財源としておりました生活福祉課所管分の1,517万円及び障がい福祉課所管分の194万9,000円、合わせまして1,711万9,000円につきまして、国庫支出金に財源更正をさせていただこうとするものになります。以上、福祉部一般会計の説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** はい。なしということで。

議案第102号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして、議案第102号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算について執行部の説明をお願いします。

◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。それでは説明資料のほうは横長の補正予算説明資料を御覧ください。議案第102号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。資料ページは5ページ、6ページ、11ページとなっておりますが、11ページを御覧ください。11ページをお開きください。子ども・子育て支援金制度の施行に伴う住民情報系システムの改修についてということで、経過としましては、国は少子化や人口減少が危機的な状況にある中で、子ども未来戦略において児童手当の拡充など、子ども・子育て施策の給付拡充を図る子ども・子育て支援加速化プランを取りまとめられ、

これを進めるための財源の1つとして、子ども・子育て支援金制度の創設を含む子ども・子育て支援法などの改正法が令和6年6月12日に交付をされました。

次に、支援金制度の概要ですが、1つ目に、令和8年度以降、子ども・子育て支援金を医療保険料等と合わせて被保険者に納めていただき、各保険者が支援納付金として国に納付することとなっています。この保険者とは、国民健康保険であれば県や市町村ですし、会社の保険であれば協会けんぽや健康保険組合、また、後期高齢者医療保険であれば後期高齢者医療広域連合となっております。本市におきましては、令和8年度から国民健康保険の被保険者の皆様に保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を納めていただき、納付金として県に納めることになります。2つ目に、こども家庭庁のホームページによりますと、支援金は令和8年度～令和10年度にかけて段階的に増額となり、国全体で令和8年度は6,000億円、令和9年度は8,000億円、令和10年度に1兆円規模となる予定です。3つ目にこの支援金は児童手当の抜本的拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度の創設などに充てられることとなっております。以上のことから本市におきましても令和8年度から国民健康保険料の算定等を円滑に行うため、住民情報系システムの改修作業は必要となります。

主な改修内容としましては、現在の保険料の医療分、後期支援分、介護納付金分に加えて子ども・子育て支援金分の機能を追加するものです。具体的には国民健康保険料の付加データベースの変更や収納調停データベースの変更などを予定しております。国民健康保険システムの改修経費としまして2,053万円を補正予算で計上しております、財源は国庫補助で10分10が負担されます。

最後に今後のスケジュールですけれども、今定例会でシステム改修経費の補正予算について議決をいただいた後、システム改修業者等と連携を図りながら準備を進めさせていただきます。改修作業は令和7年度から令和8年度にかけて行う予定ですが、このたびの補正予算では令和8年3月末までに行う作業に係る経費を計上しております、令和8年4月以降に行う改修経費は令和8年度の当初予算で計上する予定としております。また、2月定例会では鳥取市国民健康保険条例の改正議案を上程する予定としております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それではなしということで。

議案第103号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第1号）（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第103号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について執行部の説明をお願いします。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは議案第103号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について説明いたします。説明は事業別概要で行います。事業別概要の69ページ上段を御覧ください。介護給付費準備基金積立金についてです。補正額2億2,748万3,000円です。これは介護保険制度の安定的な運営のために、予期せぬ介護給付費の

増大などに備えまして、介護保険料の余剰分や基金運用利息を基金に積立てるものとなっております。

続きまして、69ページ、その下の下段を御覧ください。国庫支出金等過年度分（介護給付費等）です。補正額4億1,910万7,000円です。これは令和6年度介護給付費の事業実績によりまして、国、県、支払基金からの交付金の額の確定に伴いまして生じた返還金となります。それぞれ国の返還額が2億3,745万7,625円、県への返還額が3,476万5,707円、支払基金の返還額が1億4,688万4,631円となっておりまして、これらの合計を補正予算として計上しているものです。

続きまして、70ページの上段になります。国庫支出金等過年度分（地域支援事業等）です。補正額は3,046万円です。これは令和6年度地域支援事業の事業実績によりまして、国、県、支払基金からの交付金の額の確定に伴い生じた返還金でございます。それぞれ国の返還額が1,311万5,621円、県の返還額が675万6,473円、支払基金の返還額が1,058万7,353円となっておりまして、これらの合計額を補正予算として計上しているものです。

続きまして同じページの下段、一般会計へ繰出します。補正額は9,921万5,000円です。これは令和6年度介護給付費と地域支援事業費の実績によりまして一般会計へ繰入金の額が確定いたしましたので、それに伴い生じた充当残額を一般会計に繰出します。内訳ですが、介護給付費分として6,800万1,830円、事務費分として771万7,609円、低所得者保険料軽減分として214万3,236円、地域支援事業費分として2,135万1,566円となっておりまして、これらの合計額を補正予算として計上しているものです。

続きまして71ページ上段を御覧ください。重層的支援体制整備事業繰出金についてです。補正額は109万9,000円です。これは令和6年度重層的支援体制整備事業の各事業について実績額が確定いたしました。これに伴いまして、一般会計に繰出していた充当額に不足額が生じたことによる繰出金となります。内訳ですが、地域包括支援センター運営費分として24万3,603円、地域介護予防活動支援事業費分として241万9,041円、生活支援体制整備事業分として107万6,454円がそれぞれの事業におきまして、充当額に過不足が生じましたので、これらを精算いたしました額を補正額として計上しているものとなります。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** はい。なしということでございます。

議案第104号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第104号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について執行部の説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。それでは資料のほうは、横長の補正予算説明資料に戻っていただきまして、11ページをお開きください。議案第104号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。資料は11ページ

の、先ほど、国民健康保険費特別会計補正予算でも説明をさせていただいた資料で同じく説明をさせていただきます。子ども・子育て支援金制度の経過及び概要につきましては、先ほど議案第102号の鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算で御説明をさせていただいたとおりです。システム改修経費についてですが、後期高齢者医療制度の運営は、県内全ての市町村が加入する鳥取県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と協力をして運営をしております。そのため、後期高齢者医療保険料は保険者である広域連合が決定をされ、市町村が徴収をしております。

今回の主なシステム改修内容は、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が導入されることに伴いまして、広域連合で決定された保険料を本市の後期高齢者医療保険システムに取り込んで徴収管理するためのデータベースの変更などを予定しております。後期高齢者医療保険システムの改修経費としまして500万1,000円を補正予算で計上させていただいておりまして、財源は国庫補助金で10分の10負担されます。

最後にスケジュールですけれども、今定例会でシステム改修経費の補正予算について議決をさせていただいた後、システム改修業者等と連携を図りながら準備を進めてまいります。改修作業は令和7年度から令和8年度にかけて行う予定ですが、このたびの補正予算では令和8年3月末までに行う作業に係る経費を計上しております、令和8年4月以降に行う作業経費は令和8年度当初予算で計上する予定です。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** はい。なしということを確認しました。

請願

令和7年請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書
(質疑・討論・採決)

◆**勝田鮮二委員長** それでは続いて請願審査に入ります。令和7年請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願について委員の皆様から質疑、意見等ございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** はい。前に、国に対しては要望が出ておりまして、今回は市にその制度を作ってくれというようなことでございます。県内でも市としては倉吉市と境港市、米子市はされていないような状態ですが、私、思うのですが、これ、市長、先般の一般質問で答弁もされましたが、しっかりとこのチェックシートをして、本当にニーズがどれだけあって、どれだけの方がこういうのをやっても、補聴器を求めておられるのかというようなことをしっかりと捉えてから、こういう補助制度をしたほうがいいんじゃないかなと思います。というのは、私も母がおって何十年か、10年15年前に結構高価なものを買ってトライアルでやったんですけども、実際使わなかつたです、そういうようなところ。やっぱりトライアルというか、お試しでやってしっかりとよさが分かる、そういうソフトから入っていって、何でも補助金ありきで補聴器をする

ということには、私はいかがなものかなと考えるところでございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田委員。

◆**岡田信俊委員** 同じ会派で西尾さんと同じような意見になるんですけども、答弁にもあったとおりです。要は、簡単に言いましたら実態をつかんで今後検討していきたいということでありましたんで、そのとおりではないかというふうに思います。我々もちよっとと言いましても会派の中で勉強もしていこうと思っていますし。今のところは何とも、何ともと言いましょうか。そんなような意見です。すみません。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 今、先ほど岡田委員がおっしゃったのは、会派のほうでこれから勉強をされるということで、それについては後半にということをおっしゃりたかったですか、それともそれはそれで今は今でということによかったんですか。

◆**岡田信俊委員** いやいや、後半にというつもりでした。ごめんなさい。

◆**勝田鮮二委員長** ちょっと待ってください。委員間討議でいいですか。

◆**平野真理子委員** 確認だったので。

◆**勝田鮮二委員長** 確認、はい、岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** すみません。言葉足らずで。勉強をして、また、勉強をしたいので、今、結論を出すのではなくて、また、後半にでもというつもりで言いました。すみません。失礼しました。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員いいですか。はい、どうぞ。

◆**平野真理子委員** はい。ということは別にまた意見を言っていてもいいということでいいですかね。

◆**勝田鮮二委員長** はい。

◆**平野真理子委員** すみません。私は今回、鳥取市のほうにそういう2026年度予算編成に当たつて助成制度を設けて着手してもらいたいという請願だというふうに受け止めております。これまで何回かこの請願は出てきておりまして、実は6月議会で、公明党として聴覚補助器等の積極的な活用への支援を求める意見書というのを出させていただきまして、全会一致でこれは可決され、意見書が提出されたわけでございますが、その中に、医師や専門家の助言の下でしていくと、それで環境を整えていただきたいということ、いわゆる何も分からない状況で、補聴器を買っていくというふうに進むのではなくて、医師や専門家の助言をしっかりと受けて進めていく。また、2つ目としましては、合理的な、聞こえにくい高齢者、難聴者の方に対して、円滑にコミュニケーション取れる社会の構築を目指して、行政等の公的窓口に合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進していただきたいということで、意見書を出させていただいて、これも今、市のほうでは進めていただいております。それで、最後に情報提供の機会やその場の創設、また、補聴器を普及させる社会環境を整えていただきたいということを意見書の中で出させていただいております。また、昨年12月の議会でも一般質問させていただきまして、そういうことも踏まえているんですけども、まずそういう相談体制を、相談窓口をしっかりと持っていただきたいこととか、また、聴力の本当は検診をしていただきたいんですけど

ども、これは国のはうから出る検診の項目などでなかなか特定健診には入れられないということ、聴力測定等そうした検診、自分が聞こえづらさがあるんだっていう、聞こえにくいくていうことに気がついてもらえるような環境をつくっていただきたいということを申しまして、そうしましたところ、岩永議員さんの一般質問でも質問がありましたし、私も担当課のほうに確認させていただきまして、今年10月の健康ひろばでそうしたことを取り組んでくださるということでありました。それを通して今後、境港市のように定期的にそういう場を設けていただくことが、市民の方からも、もし希望があればそうした環境が進んでいくのかなっていうふうに思いました、そういう取組がなされていけば、先ほど言われたような、確かに以前にも、長くなって大変申し訳ありません。以前にも担当課から補聴器を買ってもなくしたり壊したり、いろんな意味で税金を投入しても効果があるのかどうかがちょっと不明だという点も心配だということがあったんですけども、そういう環境整備が整っていけば、加齢性難聴の方の補聴器購入っていうことも助成制度を設けて進めていくということも非常に効果があるのではないかっていうふうに考えています。以上です。長くなっていますみません。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 私、紹介議員なんですが、1つ、担当課に、皆さんのお理解をしていただくためにも質問したいと思うんですが、まず、この中に県内で助成制度が広まっているというふうにあります。私も県内の助成事業の目的を調べてみると、いろいろ日常生活に不便が生じている高齢者に対してコミュニケーションが取りづらくなっていると、それで、そのことによって認知機能の低下や閉じこもりを予防していくために、その1つの手段として補聴器の購入の一部を助成しますというようなのが、書き方はちょっといろいろですけども、目的としてあります。それで、ここにはないんですけど、私の質問で中核市でも25のところで助成事業が行われているっていうことがありました。中核市の中で助成事業をやっているところの目的っていうのはどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。中核市において加齢性難聴者に対する支援状況という調査がありまして、その取りまとめた結果から、目的について調査項目としてありますが、それぞれ書き方いろいろ、今、岩永議員さんが県内の状況をおっしゃられたように、いろいろ書き方はあるんですけども、一番多い目的としましては、県内の自治体の皆さんを取り組んでおられる目的と同じく、コミュニケーションが不足していくことで閉じこもりですか、そういう孤独・孤立っていうようなところもありますけれども、もっとも多いのは社会参加が、促進に支障があるということで社会参加ですか、地域交流といったところの活動を活発にするっていう、促すっていうところで目的とされているところが多くあります。

それ以外ですけれども、認知症予防の一助とするっていうようなところでの目的も見られまして、もっと多いのは社会参加、地域交流の促進というところで答えておられる自治体が多いということになっております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** ありがとうございました。環境整備については本当にいろいろ進んできている

と思いますし、進めていかないといふ立場に市もおられると思います。それで、やっぱり社会参加、コミュニケーション不足によるうつ状態になつたりとか、いうような状態を本当に取り除いていく、それは補聴器しかないということも言われておりますので、ぜひ皆さんに御賛同いただきたいなというふうに思います。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 開政の加嶋です。今、各会派の方からの御意見あったと思うんですけども、実態を調べないといけないってなりますとそうすぐすぐにはできないので時間はかかるでしょうし、今、岩永委員の質問において、その回答の中で孤独・孤立であつたり、社会参加、地域対応への目的でってなつくると、この請願の趣旨の範囲がすごく広くなつてしましました。一度論点を整理するための、この後半の委員会もしくはそれより長い期間を持って話し合うべきではないかなと思い、意見します。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** それでは先ほど岡田信俊委員からも少し触れました。今、加嶋副委員長からもありました。後半の委員会へ送るということで、本件につきましては後半、次は9月19日になりますが、委員会でもう一度審査することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** はい、異議なしということで、それではそのようによろしくお願ひします。

報告

報告第20号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして報告第20号専決処分事項の報告について執行部の説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。報告第20号の専決処分事項の報告をさせていただきます。資料はお配りしている1枚物の資料で別紙と右上に書いてある資料を御覧ください。報告第20号鳥取市特別医療費助成条例の一部改正についてということで、この条例改正は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴いまして、引用条文の項ずれを整理するものです。

具体的にはその下にあります新旧対照表を御覧ください。改正前の条例第3条第2項中の下線が引いてあります第5条第24項を左側、改正後の同条同項中の第5条第25項に改めることを専決処分とさせていただいたものです。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。

(なしと呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** なしということでございます。以上でよろしいでしょうか。そのほか何かありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** はい、では、これで福祉部を終了します。福祉部の皆様は退席ください。それではちょっと暫時休憩、おおむね5分間ぐらい、よろしくお願ひします。

11時4分 休憩

11時10分 再開

【健康こども部】

◆**勝田鮮二委員長** それでは再開いたします。引き続き健康こども部に入ります。まず、竹内健康こども部長より挨拶いただきたいと思います。竹内部長。

○**竹内一敏健康こども部長** おはようございます。健康こども部長の竹内です。本日はよろしくお願いします。健康こども部に係る案件、議案1件、報告2件、その他の報告2件について御説明をいたします。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の主な内容としましては、新型コロナワクチン接種に係る国の助成事業終了に伴う委託料の見直しにより8,772万5,000円の減額、河原あゆっこ園熱源機更新修繕に要する経費として2,128万5,000円の増額、感染症発生動向調査事業の拡大に要する経費として953万円の増額など、総額で4,659万4,000円の減額補正を提案しております。

次に報告が2件、報告第22号専決処分事項の報告については、鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について報告するものであります。報告第26号専決処分事項の報告については、損害賠償の額及び和解について報告するものでございます。以上の付議案、報告のほかにその他の報告として2件、第5期鳥取市健康づくり計画及び第4次鳥取市食育推進計画について、それから第3期いのち支える鳥取市自死対策推進計画について報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長、所長が説明をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんには発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）のうち所管に属する部分（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案説明に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。はい、小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分について御説明させていただきます。こども未来課です。説明資料といたしまして、本日配布資料の令和7年9月定例市議会福祉保健委員会説明資料5ページを御覧ください。低所得者等への光熱費助成事業費です。本事業は6月定例市議会にて扶助費として助成額の2分の1に県補助金、残りを一般財源という内訳で御承認いただきましたが、6月補正を組んだ後で国の方から重点支援地方交付金の追加交付がありまして、物価高騰に対する支援事業も対象となることから、このたび既に予算化した事業に対して財源更正を行うこととしたものです。

一般財源としておりました 1,074 万 8,000 円を国費の交付金に財源更正を計上させていただきました。なお、助成金につきましては既に支給済みとしております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。それでは幼児保育課の所管に係る事業につきまして事業別概要書にて説明をさせていただきます。事業別概要書 21 ページ上段を御覧ください。児童福祉法施行事務費でございます。これは私立保育園などに支払う施設型給付費等の算定処理を行っております子ども・子育て支援システムにつきまして、当初予算要求時には確定していなかった公定価格の改定内容に対応するため、基礎データをシステムに適用する公定価格マスター適用業務の委託料を増額補正させていただくものでございます。補正予算額は 4 万 4,000 円の増額で全額一般財源となっております。

続きまして同じく 21 ページの下段を御覧ください。市立保育園運営費でございます。市立の河原あゆっこ園の熱源機の貯湯タンクの配管接続部分等からお湯が漏れ出ている状況が確認され、早急な修繕が必要となっております。当該設備は設置されてから 14 年が経過しており、タンク単体での販売は現在行われていないことから、新たな機器への更新費用として 2,128 万 5,000 円を計上するものでございます。財源の内訳につきましては 2,120 万円が過疎対策事業債、残り 8 万 5,000 円が一般財源となっております。

続きまして 22 ページ上段を御覧ください。私立保育園業務効率化推進事業費でございます。保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境整備を行うことで保育を支える保育士の確保につなげ、私立保育園の安定した経営に資することを目的とした事業でございます。事業の内容につきましては、社会福祉法人浜坂会が運営する浜坂保育園における登降園管理や各種帳票作成などが行える業務支援システムの導入に係る経費の一部を補助するもので、69 万 8,000 円を計上しております。財源内訳は 34 万 8,000 円が国庫補助金、35 万円が一般財源となっております。

続きまして、同じく 22 ページの下段を御覧ください。豊実保育園・倉田保育園改築事業費でございます。豊実保育園の改築工事における工事の施工に起因する地盤変動影響調査が令和 7 年 6 月 30 日で完了し、家屋の外壁にクラックが生じているなど、事前調査時から変状のあった箇所を認めた物件 5 件に対して補償金を支払うものでございます。補正予算額は 60 万 8,000 円を計上しており、全額一般財源となっております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 森田所長。

○**森田誠一こども家庭センター所長** こども家庭センター森田です。事業別概要書 23 ページの下段を御覧ください。妊娠・出産包括支援事業費として 800 万 1,000 円を計上しております。これは、生後 1 歳未満の産後ケアが必要な母子を対象として、宿泊型の母子ショートステイ、日帰り型の母子デイサービス及び訪問型の母子アウトリーチを行い、保健指導や育児相談、育児手技等のケアを病院や助産所施設等に委託して提供する産後ケア事業の利用者の増加に伴う実績見込みに応じた委託料の増額をお願いするものです。事業の 8 月末現在の実績といたしましては、母子ショートステイが 152 件、前年同期が 115 件でございます。母子デイサービスが 280 件、前年同期が 132 件、母子アウトリーチが 74 件、前年同期が 28 件で、合計 506 件、前年同

期の合計が275件となっており、今年度実績を1,184件見込んでおります。令和6年度の実績は724件になります。財源内訳といたしましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、国県補助が600万円、一般財源が200万1,000円となっております。

次に、事業別概要43ページを御覧ください。債務負担行為の概要について説明させていただきます。事業名、指定管理制度に基づき、指定管理者に委託する鳥取市母子生活支援施設の運営管理費でございます。限度額は、国の基準に準じて定める管理運営に要する経費に昇降機の管理に要する費用を加算した額であります。期間は令和8年度～12年度、財源内訳は、国費が国の基準に定める管理運営費に要する経費から市が経営する施設に対して補助対象外となる民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善加算費並びに施設利用負担金等を差し引いた額の2分の1、その他が施設利用負担金等、一般財源が国費その他を差し引いた額となります。

実績としましては、令和6年度の指定管理料として1億750万9,000円で、財源内訳が、国費が4,205万円、その他が568万3,000円、一般財源が5,977万6,000円となっています。これまでの関連する取組状況としまして、平成18年～令和7年度まで現指定管理者の社会福祉法人鳥取福祉会に維持管理運営を委託しており、指定管理者の選定においては、施設の特性上、特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが相当程度蓄積されている施設であるとの理由により、募集区分を指定によるものとし、今後の事務執行を進めてまいりたいと考えております。ちなみに、9月1日現在の入所者数は12世帯31名となっております。以上でこども家庭センターの説明を終わります。

◆**勝田鮮二委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。保健医療課について御説明させていただきます。

事業別概要書の24ページ上段を御覧ください。肝臓がん・肝炎対策事業費でございます。これは、肝炎の早期発見のためのウイルス検査費用及び肝炎・肝臓がん・重度肝硬変患者に対する医療費助成の経費でございます。肝臓がん・重度肝硬変の医療費助成につきましては、事業の対象として認定されたものの、当該事業に係る医療費について高額療養費の自己負担上限額を超えた場合に自己負担額が1万円になるように助成するものでして、令和6年4月から医療費の助成条件が緩和されたことにより、事業参加者が増加しております。このたびの補正につきましては、現在通院中の方の医療費の実績見込額の増と今後の見込みを含めまして86万円を計上しております。なお、財源は全て一般財源となっております。

続いて、その下段、B類疾病予防接種費でございます。これは、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹の予防接種に係る経費でございます。このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防接種について計上しております。新型コロナウイルス感染症の予防接種は昨年度から定期予防接種として実施しており、昨年度は国が費用の一部、1回当たり8,300円を助成して実施されましたが、6月17日の福祉保健委員会で御説明させていただきましたとおり、今年度は国からの助成金はございません。今年度の当初予算では国からの助成を見込んで予算を計上しておりましたので、このたび財源の振替及び実施費用、自己負担額の見直しを行いました。

具体的には歳入、国からの助成金1億7,134万6,000円の減額と、歳出につきましては自己

負担額の増額、課税世帯が4,500円等に伴う委託料単価の減額です。なお、接種率についても見直しを行いまして、昨年度の実績を踏まえ、今年度は30%の実績ということで予算を見直しております。財源ですが、予定していた国からの助成金1億7,134万6,000円が全て一般財源になるところ、接種率や自己負担金の見直しを行った結果、事業費が8,772万5,000円の減額となりましたので、差し引きまして残りの8,362万1,000円を一般財源としております。

続いて、事業別概要の25ページ上段、感染症対策推進事業費でございます。これは、感染症発生時の危機管理体制の整備、感染症発生動向調査等に係る経費でございます。感染症発生動向調査、いわゆる感染症サーベイランスにつきましては従来から感染症法に基づいて実施されているところですが、今年度から新たにサーベイランスが開始となりました。新たなサーベイランスについてですけれども、本日配布しております福祉保健委員会説明資料の7ページを御覧ください。感染症法施行規則が改正されまして、令和7年4月7日より急性呼吸器感染症が5類感染症に位置づけられ、サーベイランスの対象となりました。急性呼吸器感染症とは、急性の上気道炎や下気道炎を示す症候群の総称として、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、RSウイルス感染症等が含まれます。

流行しやすい急性呼吸器感染症の流行動向を把握すること、未知の呼吸器感染症が発生し、増加し始めた場合に迅速に探知することを目的としております。方法としましては、あらかじめ対象となる医療機関を指定し、3に記載しております症例定義に一致する患者数の報告、また、その患者から検体採取をお願いしております。検体採取につきましては、1機関につき1週間におおむね5検体と定められておりまして、2つの医療機関が御協力いただいておりますので、その医療機関から毎週5検体が提出されています。この検体は2週間分をまとめまして鳥取県衛生環境研究所に持ち込んでおり、検査をされています。

このたびの補正予算につきましては、急性呼吸器感染症の検査費用及び検体搬送に係る費用の追加、他の感染症検査費用についても当初の予定を上回る見込みであるため、これらを合わせた経費について計上しております。補正予算額は953万円で、国からの支出金が476万4,000円、残りの476万6,000円が一般財源となっております。保健医療課、以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。岡田委員。

◆**岡田信俊委員** すみません。聞き漏らしました。事業別概要書23ページのこども家庭センターさんの説明で母子ショートステイが、前年115件が152件、次が、すみません。聞き漏らしました。ごめんなさい。

◆**勝田鮮二委員長** 森田所長。

○**森田誠一こども家庭センター所長** こども家庭センター森田です。母子デイサービスが、前年が132件で、今年度が280件です。

◆**勝田鮮二委員長** 岡田委員。

◆**岡田信俊委員** ありがとうございます。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。はい。それではなしと認め、続いて陳情審査に入ります。

陳情

令和7年陳情第11号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情(質疑・討論・採決)

◆**勝田鮮二委員長** 令和7年陳情第11号保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 担当課に質問です。文中にあります、中ほどの1歳児の配置基準引上げについては、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれましたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されていますとあります。それで、要件が、まず加算措置が盛り込まれたけども要件が厳しいというふうに表現されている、まず、要件、この加算措置の要件の中身とそれから今年の4月に改訂をされたんだけど、今どういうところがこの加算措置が取れるような施設になっているのかということについて教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。2点御質問いただきました。まず、1点目が1歳児配置改善加算の取得要件というところでございますが、こちらのほうは3つ要件がございまして、まず、1つが処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していることということで、処遇改善等加算の取得がまず1点。2点目が、業務におけるICTの活用というものが条件になっております。それともう1つ、3点目が職員の平均経験年数が10年以上であることということで、この3点が加算の取得要件となっております。

もう1点、市内の加算取得の施設の状況というとこの御質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、現在、加算の申請を出させていただいて審査を行っている段階でございます。ですので、加算取得が決定した施設ではありませんが、加算の申請の施設件数でいきますと、加算の対象となる1歳児の受入れを行っていらっしゃる施設が全てで42施設ございますが、そのうち、現在申請をされている施設が35施設という状況でございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今、42施設のうち35の施設が申請中だということでした。申請しておられない施設っていうのは、先ほど言われた基準に該当しないということですと申請していらっしゃらないということというふうに理解します。せっかく申請していない施設っていうのは5対1、6対1だったのが5対1にして、プラスさっきの加算要件ができているところが手上げをしていらっしゃるんだと思うんですが、申請しておられないところっていうのはどういうことが想定されますか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。その申請していない施設の実態を確認しておりますので、正確な状況というのはお伝えすることはできないんですが、先ほど委員さんの方からもおっしゃられたように、まずはこの5対1の基準を満たしていないところがあることも想定されますし、また、5対1の基準は満たしているんだけども、先ほどの3要件を満たしていない

場合というのも想定されるところです。実は、この1歳の配置への助成というところでいきますと、実は、これまでも4.5対1にした場合に補助を行うような、補助制度がございまして、そちらの状況で言いますと、昨年度ほぼ大半の施設がそれを満たしているということで、補助事業の申請が行われて補助を受けられているというような状況がありますので、5対1のその配置基準の条件というのはクリアされているところは多いのではないかというように考えております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** ありがとうございました。5対1はクリアしているかもしれないけど、加算要件というのがなかなか厳しいのかなというふうに、ここに書かれている中身なのかなと思いました。

続いてなんですが、3歳児は保育士1人に対して15人、4、5歳児は保育士1人に対して25人という70年ぶりの改定がされたわけですけど、新しい、せっかく基準を引き上げたわけですけど、現状はどうなっているのか教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。こちらの3歳と4歳児以上の配置状況というところでございますが、こちら令和7年5月1日時点で、各園のほうに照会をかけさせていただいて、実態を、状況を把握したところでございます。その中で対象施設が65施設、公・私立合わせて65施設のうち、数字上新基準を満たしている施設は63施設ございまして、2施設のみが産休、育休等での代替職員の確保が難しかったりというような理由から、人の配置ができなくて新基準では満たしてない、旧基準の適用をされているというような状況でございました。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** せっかく基準を引き上げたんですけど、併せてその従前どおりの基準により、運営を妨げないという経過措置というかね。それを設けたことにより保育士不足という現状もあるんでしょうけれど、2施設が新基準になっていないと。これずっとではないということも、月ごとに実態を把握して、把握してというか、月ごとによって、満たした場合は新基準ということにもなるということもお聞きしましたが、経過措置があるということが、やっぱり絶対新しい基準にしていくということを妨げているんだというふうに、私は理解をいたしました。こういう実態をやっぱり聞くにして、せっかく決めた基準をやっぱりちゃんと実施していくような経過措置を取り除くとかいうことが必要だなというふうに思ったとこです。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** この保育の質の向上のための保育士配置の改善等々に関しては国としても大変重要だというふうに思っておって、現在も、例えば令和8年度の予算、概算要求でありますけども、7年度に比べてアップしておりますし、取り組んでいるというふうに理解しております。これが、予算の削減であるとか、なくなるということであればですけども、今の状況でちょっと私はこの陳情はちょっと違うんじゃないかなと、十分そういう措置、取れているからいいんじゃないかなというふうに思いましたけども、ちょっと細かい数字等々も今提示いただきました

ので、ちょっと1回、さっきもちょっと言いましたけども、会派でも勉強会開きますので、また後半に回していただきたく意見します。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** 質問しようと思っていたんですけど、この場で、よろしいですか。前後するんですけど。先ほどの3要件の中でのICTシステムの導入という部分があったと思うんですけど、これ、こども家庭庁のほうが100%導入を目指しているというふうな形で理解していたんですけど、これにおけるところの本市の取組というのは、どんな状況でしょうか。それで、今この施設の中でICTの導入というのは繰り返しますけど、100%導入の方向で進めていっているというところで理解してよろしいでしょうか。その確認です。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。このたびの補正予算のほうでも要求させていただいております浜坂保育園のほうのICTの導入というところで、計上させていただいておりますが、浜坂会さんが導入されれば市内の公私立園全て導入済みというような形になっております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** いいですか。

◆**岡田 実委員** ありがとうございます。確認できました。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 私も、この意見といいますか、提出にはちょっととかがなもんかなという思いで、意見を述べさせていただきます。もともと令和5年の6月に国の子ども未来戦略方針ということで、幼児教育や保育の質の向上ということが国で定められております。それで、しっかりと要件等はありますが、先ほど言われた1歳児は6対1から5対1、また4歳、5歳は30対1から25対1ということでされておりまし、先ほどうちの岡田委員の方からも言われましたが、令和8年度の予算概算要求は2兆5,074億円ということで、前年度比562億円の増を出されているというような状況も確認をさせていただいております。したがいまして、ちょっと勉強もしていかないといけんわけですけども、しっかりと国としては取り組んでおられて、これ、もともと国に出される意見なんで、私は現段階ではこれはちょっと意見が採択できないなと思いますが、会派での勉強会もありますんで、次回という思いでいきたいと思います。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは、今、後半の委員会でという動議が出されています。本件につきましては、後半9月19日の委員会でもう一度審査することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** それではそのようにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

令和7年陳情第12号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** 続きまして令和7年陳情第12号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職

手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情について委員の皆様から質議、意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** すみません。担当課に質問です。こういう陳情が出されてきた背景が分かりますでしょうか。そのことをまず教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。背景というお話なんですが、まず、この社会福祉施設職員等退職手当共済制度についての経緯なり何なりというとこでお話をさせていただきますと、まず、この共済制度につきましては、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対して退職手当金が支給される事業でございまして、運営は独立行政法人福祉医療機構が行っているものでございます。この共済制度の対象については、社会福祉施設等と特定介護保険施設等、それと申出施設等の3つの区分で規定がされておりまして、現在そのうち、保育所等含む社会福祉施設等の職員分についてのみが公費助成の対象となっております。

それで、負担割合につきましては、国、都道府県、契約者である施設経営法人がそれぞれ3分の1ずつということになっておりまして、公費助成の在り方といいますか、そういったとこの経過につきましては、まず、これまで介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設事業というものと、あと、障害者総合支援法等に関する施設事業、こちらのほうも対象になっておりましたが、こちら、まず介護保険制度の高齢者施設関係につきましては、多様な経営主体の参入の増加から社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフッティングの観点から、平成18年に公費助成が廃止されております。また、障害者の施設事業所につきましては同じ理由によって平成28年度に廃止されたというような、このような経緯・経過があるものでございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 過去にそうやって廃止されてきているけれども、具体的な何か動きが見られるという状況あるんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。保育所等の取扱いについてお話をさせていただきますと、平成27年2月に開催されました国の社会保障審議会福祉部会におきまして、平成29年度までに結論を得ることということでなっておりました。平成29年6月に公表されました子育て安心プランにより、今度は令和2年度までに改めて結論を得るというような話になつておりましたが、その後、令和2年12月に公表されました新子育て安心プランによる取組などを踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続して、公費助成の在り方についてさらに検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとされておりました。

また、その後に他の経営主体とのイコールフッティングの観点や子ども未来戦略に基づく保育人材確保の状況等を踏まえてさらに検討を加えて、令和8年度までに改めて結論を得るというようなこととされて、現在に至っております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** ほかにございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今いろいろ経過を聞かせていただきました。もう一度私も意見をまとめたいと

思いますので、後半にお願いできたらと思います。

◆**勝田鮮二委員長** ただいま後半の委員会に送ることを求める動議がありました。本件につきましては後半9月19日の委員会でもう一度審査することとしたいと思いますがよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** それでは異議なしということで、そのようによろしくお願ひします。

報告

報告第22号専決処分事項の報告について

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして、報告第22号専決処分事項の報告について執行部の説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。それでは専決処分事項の報告について説明をさせていただきます。資料はお手元の令和7年9月定例市議会福祉保健委員会説明資料、こちらの8ページを御覧ください。鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正でございます。下段のほうに改正内容として書いておりますが、こちら御覧いただきまして、まず、この改正の対象となる条例でございます。①～⑤としてお示ししておりますが、まず、①が給付費の対象となる保育園、認定こども園、幼稚園が該当する特定教育・保育施設と給付費の対象となる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が該当する特定地域型保育事業における運営に関する基準を定めております鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、2つ目が小規模保育事業所等の認可に係る基準を定めております鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、3つ目が保育所の認可に係る基準を定めております鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、4つ目が認定こども園の認可に係る基準を定めております鳥取市認定こども園に関する条例、最後5つ目が乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度でございますが、こちらの認可に係る基準を定めております鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の5本が対象となっております。

改正の内容につきましては、各条例の虐待等の禁止の規定において、禁止行為として引用をしております児童福祉法第33条の10各号につきまして、児童福祉法の一部改正によって第33条の10に第2項、第3項が追加され、該当箇所が第1項各号になったことによりまして、児童福祉法の引用部分を第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正するものでございます。なお、規定する内容が変わるものではございません。

このことから、市長の専決処分事項指定の件に規定されております法令の改正または廃止に伴い、当該法令の条項または用語を引用する規定を整理するため、条例を改正するものに該当するものとして、令和7年8月5日に専決処分をさせていただいたものでございます。施行日につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律における該当部分の改正の施行日と同日の、令和7年10月1日とさせていただいております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** それではなしということでございます。

報告第26号専決処分事項の報告について

◆**勝田鮮二委員長** 引き続きまして、報告第26号専決処分事項の報告について執行部の説明をお願いします。平戸所長。

○**平戸由美こども発達支援センター所長** こども発達支援センター平戸です。私のほうから13ページにございます公用車における事故について所管に関する部分について報告をさせていただきます。日時でございます。令和7年6月18日午後2時、場所は鳥取市東町にございますあすなろ久松こども園の駐車場内ということでございます。公用車を駐車したところ少し現場にちょっと傾斜がございまして、少し運転席側が下がったような状態のところでもございましたが、隣接車両との距離感覚が十分ちょっと把握しないまま、公用車の運転席のドアを開けましたところ隣に駐車していた相手方車両の助手席側のドアに接触したということで、その塗料が付着したものでございました。

損害賠償の額としましては相手方車両の助手席ドアの修理費に8万2,434円と、そのときの代車代金ということで4万2,350円としまして損害額合計12万4,784円を全額負担することで、相手方とは損害賠償請求を放棄する内容の和解とさせていただいたものでございます。今後はこのような事故が起きないよう細心の注意を図るよう努めてまいりたいと思っております。報告は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。はい。なしということでございます。

その他の報告

第5期鳥取市健康づくり計画及び第4次鳥取市食育推進計画について

◆**勝田鮮二委員長** それではその他報告に入ります。引き続きましてその他の報告として第5期鳥取市健康づくり計画及び第4次鳥取市食育推進計画についての説明をお願いします。西尾課長。

○**西尾靖子健康づくり推進課長** 健康づくり推進課西尾です。福祉保健委員会の資料2のほうを御覧いただけますでしょうか。その他の報告説明資料となっております。3ページを御覧ください。第5期鳥取市健康づくり計画及び第4次鳥取市食育推進計画、次期の計画についての御報告をいたします。まず、1のこれまでの経過についてです。本市では、現在第4期健康づくり計画、第3次食育推進計画に基づいて健康づくり及び食育の推進に取り組んでいるところです。どちらの計画も計画期間は令和3年度～7年度となっておりまして、本年度が最終年度となっていますことから、本年度中には次期の計画、健康づくり計画は第5期の、食育推進計画は第4次の計画を策定することとしております。

昨年度令和6年度には市民アンケートを実施いたしまして現状把握等を行っております。また、本年の7月から市民や関係団体の代表で構成するワーキンググループの健康づくりを語る

会というのを開催をいたしまして、今後の健康づくりの対策を一緒になって検討をしているところでございます。本日は中間報告という形になりますけれども、計画に関する市民アンケート調査と健康づくりを語る会、それから今後の予定について御報告をさせていただきたいと思います。初めに2番の市民アンケート調査の実施についてです。この市民アンケートにつきましては現状把握と、それからこれまでの評価、それから次期計画の基礎資料として活用することを目的に実施をしております。昨年度の11月～12月にかけて行いました。1つは健康づくりに関するアンケート調査ということで、市内在住の18歳以上の方3,000人を無作為抽出をいたしまして郵送によりアンケート用紙を送りました。回答については1,174人、39.1%の回答率で、そのうち、郵送による回答が894人で、電子での回答が280人という結果でした。もう1つは小学校3年生～6年生を対象に健康生活アンケート調査というのを実施をいたしました。市内17校の小学校のほうから各家庭にチラシを配布していただきまして、そこに記載してあるQRコードを読み取って電子回答していただくという方式を取っております。回答は621人でした。回答率は30.8%という結果でした。

アンケートの内容につきましては、現在、評価指標になっている質問を含めまして、成人アンケートのほうでは96問、小学生アンケートは33問となっております。詳しいアンケート内容や結果につきましてはホームページのほうにも記載をしておりますので、また、御覧いただけたらなと思います。

次に3番の健康づくりを語る会の開催についてです。この健康づくりを語る会は関係団体などから選出された市民で構成されましたワーキンググループになっています。健康づくりや食育の推進につきましては、市民の皆さん一人一人に取り組んでいただく必要がありますし、関係機関等と連携しながら取り組んでいく必要があります。こういったことからも市民関係団体等にも参加をしていただきまして、現状や課題の把握をした上で一緒に今後の健康づくり対策について考えていくために、この語る会を開催をしております。この語る会の委員さんには地域で活動されている健康づくり地区推進員の方や食育推進員の方、それから企業に勤務をされている方、学校の養護教諭やPTAの方々、薬剤師、歯科衛生士、栄養士など専門職の方やけんぽ協会や国保連合会の保険者の方々、それから医療看護専門学校の学生さんなど38名となっております。

内容としましては次の4ページを御覧ください。委員さんの活動内容としましては、お示しております6つの分野ごとのグループに分かれまして、その分野ごとに本市の現状の把握であるとか、健康課題の整理を行いまして、それらを踏まえた今後の健康づくりの対策について検討を行うこととしております。これまでに2回の語る会を開催をしています。第1回目は7月8日に行いました。2回目を8月8日に開催をしておりまして、第3回目を9月11日に開催する予定としております。3回目で最後の会となります。今後の対策と評価の指標についても検討を行う予定としております。この語る会でいただいた現状、課題、それから対策についての御意見などを整理をいたしまして、計画に盛り込んで作成をしていきたいと考えております。

最後に今後の予定についてです。先ほど申し上げました健康づくりを語る会の第3回目を9月11日に開催をいたしまして、その後、これまでの活動やアンケート調査から見えてくる課題

と、それから語る会でいただいた御意見などを整理をいたしまして、計画案を作成をしていきたいと考えております。そして11月には鳥取市民健康づくり推進協議会、この会は健康づくりの推進について企画、調査を行う会として公募委員も含めまして現在18名の委員がいらっしゃいます。この本計画につきましても策定の際には御意見をいただく、それから計画の進捗の確認であるとか、評価を行っていただいている会なんですけれども、この協議会を11月に開催をいたしまして、計画案について御意見をいただくこととしております。12月にはこの福祉保健委員会で計画案について説明をさせていただきまして、御意見をいただければと思っております。

同じく12月になりますが、市民政策コメント、実施する予定としております。年が明けまして2月には市民政策コメント等でいただいた御意見を反映させた計画案について、再度、鳥取市民健康づくり推進協議会で御意見をいただきまして最終案を作成していきたいと考えております、2月議会の福祉保健委員会にて計画の最終案について説明をさせていただきたいと考えております。そして3月末までには計画策定公表というふうに考えております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** アンケート調査についてなんですが、健康づくりに関するアンケート調査が39.1%の有効回答数、それから小学生に対してのアンケートが30.8%の回答率、内容はちょっと私もアンケート結果、詳しく見れてないので、この回答率なんですね、前回は、例えば健康づくりに関するアンケート調査のところは54.2%の回答だったって書いてあったり、それから小学生のアンケートも88.5%だったというふうになっています。回答率が下がっていることについて委員会などでどんな受け止めがされているのかなということ、それから、前回のとき、3歳児朝食調査というのも3歳児健診に来られた方に聞き取りかな、やられた分もありました。それが今回はなかった。その辺のどうして今回はなかったのかなということと2つ教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾課長。

○**西尾靖子健康づくり推進課長** 健康づくり推進課西尾です。回答率の30%ほどだということについての語る会等での委員会から出た御意見等々ということでおろしいでしょうか。確かにこれまでの回答率と比較をすると、少し少なめだったかなというような御意見語る会の中でもいただきました。鳥取市の現状が、これでというようなところで判断していいのかなというようなところも御意見いただいたところです。これまでの鳥取市や他の自治体とかのアンケート調査結果のその回答率を見てみると、なかなか昔に比べて、回答してくださる方も少なくなっているような状況がいろんなところで見られるなというようなふうには感じておったところですが、30%で十分かと言われと、確かにたくさん回答をいただければ現状に近い実態が見えてくるんじゃないかなというところは、正直思うところではあります。

ただ、語る会の中で、委員さんのはうにも話をさせていただいたんですけれども、この30%でいただいた実情というのが1つの目安といいますか、こういった実情もあるというところで捉えるということと、それから、我々は健康づくりを語る会の中で、実際に関係機関の方々の

声であるとか、実際の声をそこで聞くことができるんですけれども、そういった実情もいろいろと聞かせていただきながら、また、新たな計画を作っていくことを取り組んでいくというようなところで考えておりますので、30%という数は十分ではないかも知れないんですけれども、これまでの活動と健康づくりを語る会でいただく御意見でもって進めていきたいなというふうに考えているところです。

それから、これまで乳幼児の保護者についてアンケートを取っていたんだけど、今回ないけど、どうかというような御質問だったかと思います。この第4期のときに、このアンケートの調査をしているのは、第3期の計画の中であった評価を見るために一部取ったものです。ですので、第4期の評価はなかったので、このたびは取ってはおりません。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** ありがとうございます。3歳児の朝食調査については、第3期の評価がなかつたから今回なかつたちゅうことなんで、第4期のその辺の中身というか、第3期の評価の中身もちょっと私も勉強不足で、そこら辺については、あんまり意見は言えないんですが、健康づくりとか、食べることとか、本当に市民の関心度が下がっているんじやないか、社会の変化だとか、生活意識に及ぼす影響だとかあるんじやないのかなって心配をしたりします。

これから中身もしっかり議論していく中で、そういうこと、回答が少ないということで、やっぱり受け止めていただいたりっていうことも大事じゃないかなと思いますので、また、語る会の議論などもしっかりその辺の中身も含めて議論していただいて、また、結果が、結果というか、計画が作られたところで意見を述べさせていただきたいと思います。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** すみません。ちょっと意見なんですけども、先ほどのこのアンケートなんですが、きっと感じられていると思うんですけども、これ、食育という切り口もあるもんですから教育委員会のほうと話をされた上で、意見ですね、子供たちって学校の中では様々な時間があると思うんです。そしてタブレットも持っていると思うんです。これ、親が答えるんではなくて本人たちが答えるのであれば、何かの時間の中でちょっと皆さんアンケートやってねというふうな、やおい感じででも33問だったら解けたじやないかなと思うところ、非常に思うわけでございます。このたびはこれで走っているわけでありますので、次にはぜひ、やはり食育という観点でいけば、教育委員会と連携しながら先生方に少しお願いしてすれば、もっと数値って上がるんじゃないのかと思いましたので、意見として言わせてもらいました。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それではなしということでございます。

第3期いのち支える鳥取市自死対策推進計画について

◆**勝田鮮二委員長** 引き続きまして、第3期いのち支える鳥取市自死対策推進計画についての説明をお願いします。雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。続いて5ページになります。第3期いのち支える鳥取市自死対策推進計画について、進捗状況を報告いたします。この自死計画ですけれども、令和3年3月に第2期を策定しまして自死対策を推進しております。第2期の計画では、働き

盛り世代と高齢者層、生活困窮者への施策を重点に職場のメンタルヘルス対策や相談対応、人材育成などに取り組んでおりまして、令和6年度には、数値目標である自死死亡率10.5以下、自死者数20人以下を達成しております。

このたび改正しております計画は、来年度からの令和8年度～12年度までの5か年計画となります。計画の基本方針ですけれども、こちらは記載のとおりですでの御覧いただきたいと思います。現状及び課題です。鳥取市の自死死亡率は国、鳥取県よりも低く推移しておりますが、男性のうち、特に中高年の男性の働き盛りの方の自死者数が依然として高い割合を占めています。また、全国的には子供の自死者数の増加傾向が続いておりまして、10代における死亡原因の第1位が自死という深刻な状況となっております。現在、国のはうが公表しております数値としましては、令和6年度の児童・生徒の自死者数が全国で529人ということで過去最多となっております。次期の計画では引き続き働き盛り世代を支援するとともに、新たに子供や若者、女性への支援にも重点をおいて、生きる支援に関連する既存の事業を最大限生かし、全庁的な取組として推進していく予定としております。

目標値についてですが、自殺大綱におきまして、国は令和8年までに自死死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させると目標値を掲げております。令和4年10月に定められました新たな大綱におきまして、この目標値も継続というふうにされております。令和8年度以降の具体的な目標値は現段階では示されておりませんが、国や県の目標値を考慮して令和12年度の目標値を設定したいと考えております。

今後の予定ですけれども、10月に命支える自死対策推進会議、庁内の関係課による会議を開催する予定としておりまして、その後、11月以降の予定につきましては健康づくり計画と同様のスケジュールで考えております。なお、自死対策の協議につきましては、鳥取市民健康づくり推進協議会の中に自死対策の専門部会を設置しておりますので、健康づくり推進協議会の前に部会のはうも開催させていただいて、その中で協議をしたものを作成協議会のはうに提出して協議いただくという流れで考えております。令和8年3月、計画策定公表の予定としております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 質疑というわけではないですが、これ最初いただいたときにちょっとショックだったのは、本市では男性で中高年の自死率が多いと、まさしく私たちの年代かなと思っております。本市の特長的な部分をしっかりと実態や実情を把握して、それに沿った計画としていただきたいなと思います。というのは、働き方といいますか、前は60歳定年でしたが、今、再任用等で65歳、年金も私たちの年からは65歳からしか出ないし、今後70歳とかになってくるわけでして、高齢者の社会的に占める部分というのは、とても重要なんじゃないかなと思いますので、そこは意見として申し述べさせていただいて、実態、実情に合わせた推進計画にしていただこうとおもいます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 意見でいいですか。

◆**西尾彰仁委員** 意見でいいです。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 質問ですけども、10代における死因の第1位が自死という深刻な状況になっているっていう説明の中で、これ全国的なところだと思うんですが、本市においての状況なんですが、この10代というところで、年代別でどういった死因の人数になっているのかというのは分かりますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 10代における自死の死因はどういうものを占めるかということ。

◆岡田 実委員 本市において、これ全国では1位となっているんですけども、10代でも例えば18歳から19とか、14歳からとかいう、そういう年齢階層別の死因の実数というものが、今の直近の値が分かれば教えていただきたいんですが、分かりますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 すみません。委員長経由でよろしくお願ひします。雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。ちょっと手元に具体的な数字は持ち合わせておりませんが、鳥取市では10代の死因っていう方は全国のような状況ではなく少ない現状ではあります。ただ、中高年・高齢者は生活習慣病で亡くなられる方が多いんですけども、若年者は病気で亡くなられる方っていうのは非常に少なくて、亡くなれる方自体も少ない中で病気の死因もなく、自死があると割合が多くなるというようなことになっていますので、なので多いという状況にはなっておりません。

そうですね、近年は、従来は1名とか、自死による死因の方はそんなような状況にはなってきています。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございました。あと、もう1つ続けてなんんですけども、この目標値っていうものは、先ほどの説明では自殺総合対策大綱によるものというところで、これは鳥取県の大綱によるところの目標値っていうふうに捉えてよろしいでしょうか。どこの目標値なんかと思いまして、お願ひします。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。この自殺総合対策大綱は国が示したものになります。今一番新しいもので令和4年10月に定められたものが新しいんですけども、8年度までの目標の途中段階ではありました。この時点では国も達成ができないということで、目標値は継続というふうに示されています。県もこのたび、自死計画を策定しておりますが、そちらも平成27年度と比べて30%以上減少ということの目標値を継続した数値として定めています。

鳥取市はもう既に達成しておりますので、数字をそのまま目標値にするのか、やはりもう少し下げたところでするのかというところを今、いろんなところの状況を見ながら考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかござりますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 開政の加嶋です。本当に数値目標の数値がすごく重いものになる事業だなというふうに考えております。警察庁の自殺統計がこの第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画に載っておりますけれども、健康理由というふうな動機で自死の方の内訳がありますけ

れども、やっぱり身体によるものが3割で、精神疾患やうつ病、統合失調症というのを足していけば、それも6割を超えるというようなところで、ここも本当に一くくりでいいのかなというところがありますし、先ほどの健康づくりや食育とやはり関わってきまして、生活習慣病を予防しておいたら、もしかしたら体の病気を原因に自死に向かわれる方を減らせるんじゃないかなと、これ健康こども部さんにおかれましてはコロナ対策と一緒に、頑張れば頑張って防いだときは実態が現れないので褒められないんだけど、いざ、数字が出てきてしまったときには、行政は何をやっているんだとなってしまう、すごくつらいところがあるとは思うんですけども、やはり必ず届いているんだと、何もないのが合格だというか、ゼロベースであってもそれで十分褒められるべきことだと思いますので、モチベーションの維持の仕方とその健康問題に関わる要因の見方ということを、庁内の方で共有をしていただきて、鳥取市の保健の向上につなげていただけたらなと意見しておきます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それではないようですので、以上でよろしいでしょうか。そのほか何かありますか。それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後 12 時 25 分 閉会

令和7年9月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日 時：令和7年9月8日（月）

10:00～

場 所：本庁舎7階 第1委員会室

市立病院 (10:00～)

1 議案【説明】

- ・議案第105号 令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）
- ・議案第120号 鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【説明】

- ・議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】
- ・議案第102号 令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第103号 令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第104号 令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）

2 請願【質疑・討論・採決】

<請願（新規）>

- ・令和7年請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願

3 報告

- ・報告第20号 専決処分事項の報告について

健康こども部

(福祉部終了後)

1 議案【説明】

- ・議案第 100 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

2 陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

- ・令和 7 年陳情第 11 号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情
- ・令和 7 年陳情第 12 号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情

3 報告

- ・報告第 22 号 専決処分事項の報告について
- ・報告第 26 号 専決処分事項の報告について

4 その他の報告

- ・第 5 期鳥取市健康づくり計画及び第 4 次鳥取市食育推進計画について
(健康づくり推進課)
- ・第 3 期いのち支える鳥取市自死対策推進計画について (保健医療課)